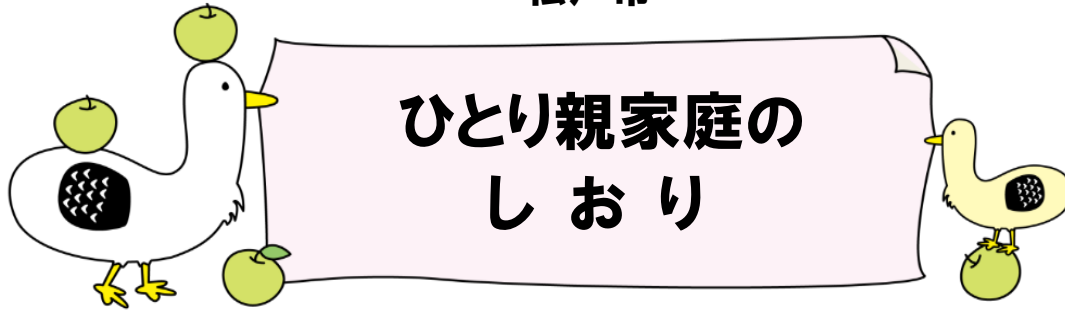


松戸市



各種申請・手続き

① 児童扶養手当 18歳になってから最初の3月末までの子どものいるひとり親家庭などに支給されます。所得制限があります。 [問] 子育て支援課児童給付担当室 047-366-3127	② 児童手当 中学校修了前までの子どもを養育している人に支給されます。 所得制限があります。 [問] 子育て支援課児童給付担当室 047-366-3127
③ ひとり親家庭等医療費等助成 ひとり親家庭などの親と子ども（18歳になってから最初の3月末まで）を対象に、医療費の一部又は全部を助成します。所得制限があります。 [問] 子育て支援課児童給付担当室 047-366-3127	④ 子ども医療費助成 高校生相当の年齢まで（18歳になってから最初の3月末まで）を対象に、医療費の一部又は全部を助成します。 [問] 子育て支援課児童給付担当室 047-366-3127
⑤ 母子・父子・寡婦福祉資金 貸付 ひとり親家庭の生活の安定のために必要な資金の貸付（子どもの修学資金など）の相談を行っています。 [問] 子育て支援課 047-366-7347	⑥ 遺児手当 両親または、父母の一方と死別した中学校修了前の子ども（遺児）を養育している人に支給されます。所得制限があります。 [問] 子育て支援課児童給付担当室 047-366-3127
⑦ 税金 生計を一にする子がいるひとり親の方は、ひとり親控除の対象となる場合があります。 [問] 市民税課 047-366-7322	⑧ 国民健康保険 就労等、生活状況によって国民健康保険の切替えが必要な場合があります、その場合、速やかな手続きが必要です。 [問] 国民健康保険コールセンター 047-712-0141
⑨ 国民年金（遺族基礎年金） 国民年金の加入者または保険料納付済期間等が25年以上ある人が死亡した時に、その人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に、子どもが18歳になってから最初の3月末まで（障害等級1級・2級の障害の状態に該当する場合は、20歳に到達するまで）支給されます。 [問] 国保年金課 国民年金班 047-366-7352	⑩ 就学援助費 公立小・中学校に通学している子どもの保護者で児童扶養手当を受給している人などに支給します。 ※高校については別に「就学支援金制度」があります。詳しくは各高校にお尋ねください。 [問] 学校財務課 047-366-7460

住まい・暮らしの支援

①市営・県営住宅（抽選における優遇措置）（住宅政策課・各支所・行政サービスセンターにて募集要項配布）

○市営住宅（募集年3回 6月・10月・2月）… [問]住宅政策課 047-366-7366

○県営住宅（募集年4回 4月・7月・10月・1月）…

[問]千葉県住宅供給公社募集課 043-222-9200

②UR賃貸住宅（子育て割・そのママ割・近居割） [問]UR松戸営業センター 047-367-5221

③民間物件の情報に関する相談（千葉県安心賃貸支援事業）

物件探しにお困りの皆さまに、子育て世帯の入居を拒まない民間賃貸住宅についての物件情報を提供しています。 [問]住宅政策課 047-366-7366

④松戸市子育て世帯親元近居・同居住宅取得補助金

子育て世帯が市内に住む親世帯と近居又は同居するために、市内に住宅を取得する際の費用の一部を予算の範囲内において補助しています。ひとり親家庭の方については、取得する住宅の面積要件を緩和しています。詳細は右記連絡先まで。 [問]住宅政策課 047-366-7366

⑤水道料金の一部減免（県営のみ）…水道料金の8%相当の減免があります。

[問]県水お客様センター 0570-001-245

⑥JR通勤定期券の割引…3割引でJRの通勤定期が購入できます。（児童扶養手当受給世帯）

[問]子育て支援課児童給付担当室 047-366-3127

就労支援

専門の相談員が母子・父子自立支援プログラムを策定し、ひとり親家庭の自立を支援します。

また、自立するために必要な制度の利用や就職・転職・資格取得の相談も行っています。

[問]子育て支援課 047-366-7347

①ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給

ひとり親家庭の親の自立や就労を支援するため、介護や医療事務などの資格取得やパソコンの技能取得などの講座について受講料の最大60%（上限あり）の費用を助成します。

②ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給

ひとり親家庭の親が、看護師等の就業に結びつきやすい資格を取得するため養成機関で就学している間、給付金を支給する制度です。

③ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親またはその子が、高卒認定試験（旧大検）の合格を目指す講座を受講する場合に受講料の最大100%（上限25万円）の費用助成を行う制度です。

④ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

母子・父子自立支援プログラムを策定し、要件を満たした方に住宅支援資金の貸付を行う制度です。

学習のサポート

子どもの学習支援事業（小学5年生～高校3年生）

ひとり親家庭等の子どもに学習支援を行います。子どもが放課後に安心して過ごせる居場所を提供します。

※児童扶養手当・就学援助・生活保護受給中の方が対象です。

[問]子育て支援課 047-366-7347

乳幼児期に使える支援

① 赤ちゃんが産まれたら（出産直後支援事業・産後ケア）

出産直後支援事業

産後 4 か月未満の家事育児等の援助を必要とする世帯へ、指定した研修を受講した提供会員が訪問します。

[問]まつどファミリー・サポート・センター 047-330-2941

産後ケア（宿泊型・日帰り型・訪問型）

産後の育児不安のある方に産後 4 か月未満まで、施設や自宅にてお母さんの心身のケア、乳児ケア、育児サポート等、きめ細やかな支援を行います。

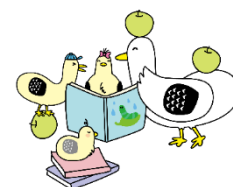
[問]中央保健福祉センター 047-366-7489

② 乳幼児期の親子の遊び場（子育て支援センター・おやこ DE 広場）

概ね 0 歳～3 歳までの乳幼児とその保護者が気軽に集まり、ゆっくり過ごすことができます。子育てコーディネーターが常駐しており、気軽に子育てに関する相談もできます。

松戸市子育て情報 LINE 公式アカウントで、「マイ・サポート・スペース」として、身近に相談したり利用できる場所として登録できます。登録者には、登録した施設のイベント情報等を定期的にお届けします。

[問]子育て支援課 047-366-7347



子どもの預かり

① 赤ちゃんを預けたい（生後 57 日目～就学前）

保育所（園）・認定こども園（生後 57 日目～就学前）

幼稚園…各幼稚園へ直接お問い合わせください。

[問] 保育課 047-366-7351

② 放課後児童クラブ（小学 1 年生～小学 6 年生）

保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生の児童を放課後にお預かりします。利用料は月額 9,000 円です。減免制度もありますので、詳しくは子育て支援課へお問い合わせください。

[問]子育て支援課 047-366-7347

③ ファミリー・サポート・センター（生後 4 か月～小学 6 年生まで）

地域の中で、子育てを手伝いたい人（提供会員）と、育児の援助を受けたい人（利用会員）で、相互に育児の援助活動を行う会員組織です。ひとり親家庭への助成制度があります。

[問]まつどファミリー・サポート・センター 047-330-2941

④ ほっとる一む等の一時預かり（生後 6 か月～未就学児）

通院や買い物等、「ちょっとだけ子どもを預けたい」ときに、4 時間まで預けることができます。

[問]子育て支援課 047-366-7347

⑤ こどもショートステイ（満 1 歳以上～18 歳未満）

平日・夜間・土曜日・日曜日・休日の一時的な預かり、宿泊を伴う預かりの利用ができます。

[問] 晴香園 047-315-2985 こども家庭センター 047-366-3941

⑥ 病児・病後児保育（生後 57 日～小学 6 年生）

病気及び病気の回復期の集団保育や家庭保育が困難なお子さんをお預かりします。ひとり親家庭への助成制度があります。

[問]子育て支援課 047-366-7347

ひとり親家庭の親・離婚を考えている方への支援

事前に養育費・面会交流相談が必要です。①～④の利用をお考えの際はご連絡ください。

[問]子育て支援課 047-366-7347

① 公正証書作成助成 公正証書に養育費を定め、継続的な受け取りを支援します。 上限 19,500 円 所得制限なし	② 同行支援 市の母子・父子自立支援員が、裁判所・公証役場などの各機関へ一緒に同行し、不安を軽減します。
③ 面会交流支援 弁護士相談 ○面会交流の相談に専門の相談員が対応し、FPICでの面会交流支援費用を支援します。(最長1年間) ○離婚時の法律的に難しい相談について、弁護士相談を実施します。(無料)	④ 養育費保証料助成 養育費保証会社と保証契約を結ぶ際の本人負担の一部助成します。(初年度のみ) 上限 50,000 円 所得制限なし

相談窓口のご案内

① ひとり親家庭向け相談

※印については、国または千葉県の機関です。

母子・父子相談（生活全般）	子育て支援課	047-366-7347
ひとり親家庭就労相談	子育て支援課	047-366-7347
養育費・面会交流相談	子育て支援課	047-366-7347
	養育費等相談支援センター※	03-3980-4108

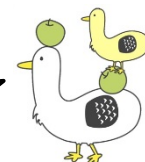
② 家族関係、子どもについての相談

妊娠・出産から子育て期全般相談	親子すこやかセンター (各保健福祉センター)	047-366-7766 (中央) 047-346-6066 (小金) 047-384-8020 (常盤平)
家庭・児童相談(育児、虐待など、18歳未満の児童のいる家庭)	こども家庭センター	047-366-3941
教育相談(就学や不登校について)	児童生徒課	047-366-7600 (面談予約申込み専用電話)
少年相談(非行問題について)	常盤平児童福祉館	047-384-7867 (家庭教育相談員直通)
婦人相談(DV・離婚など女性全般)	こども家庭センター	047-366-3955
ゆうまつどころの相談(生き方、人間関係等の相談)	男女共同参画課(男女共同参画センターゆうまつど)	047-363-0505
女性相談(DV等からの緊急避難など女性の抱える問題全般)	千葉県女性サポートセンター※	043-206-8002 (365日24時間対応)

③ その他相談

自立相談支援事業 (生活に困窮する方の相談)	松戸市自立相談支援センター	047-366-0077
まつど女性就労・両立支援相談 (女性の就労に関する支援)	男女共同参画課(男女共同参画センターゆうまつど)	047-364-8783
子育て期の就労相談	ハローワークマザーズコーナー (男性も相談可能)※	047-367-8609 (43#)

どこに相談するか迷ったときは、子育て支援課(047-366-7347)までお電話を！専門の相談員がお話をおうかがいします。



松戸子育て応援マスコット
「まつどり」